

## 日田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正について（趣旨）

### 1. 目的・理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、償還免除における要件が見直されたことから、所要の措置を講ずること。

### 2. 内容

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、破産手続開始決定及び再生手続開始決定を受けた際に償還未済額の免除ができるよう見直されたことを受け、内閣府による準則において、償還免除の手続に当該決定を受けたことを証する書類を添えることとされたため、これに準じて本規則の改正を行うこと。

### 3. 施行の時期

公布の日から施行すること。

### 4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

#### 該当理由

公益上、緊急に定める必要があるため規則の一部を改正するもの。